

(家庭的保育事業)

公 定 価 格

(凡例)

以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番 号	関 係 法 令 等	略 称
1	平28府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号通知 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」別紙5	留意事項通知 別紙5
2	平成26年八王子市条例第36号 八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	市認可条例

目 次

I 地域区分等	1
1. 地域区分 (①)	1
2. 認定区分 (②)	1
3. 保育必要量区分 (③)	1
II 基本部分	2
1. 基本分単価 (④)	2
III 基本加算部分	3
1. 処遇改善等加算 (⑤)	3
2. 資格保有者加算 (⑥)	3
3. 家庭的保育補助者加算 (⑦)	4
4. 家庭的保育支援加算 (⑧)	5
5. 障害児保育加算 (⑨)	7
6. 減価償却費加算 (⑩)	8
7. 賃借料加算 (⑪)	10
IV 加減調整部分	11
1. 連携施設を設定していない場合 (⑫)	11
2. 常態的に土曜日に閉所する場合 (⑬)	11
V 特定加算部分	12
1. 冷暖房加算 (⑭)	12
2. 施設機能強化推進費加算 (⑮)	12
3. 栄養管理加算 (⑯)	14
4. 第三者評価受審加算 (⑰)	15

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
I 地域区分等 1. 地域区分 (①)	利用する事業所が所在する市町村ごとに定められた平28府告示119別表第一（15/100）による区分を適用する。	地域区分は適正か。	留意事項通知 別紙5 I 1 平28府告示119	適正な地域区分が適用されていない。	C
2. 認定区分 (②)	利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。	認定区分は適正か。	留意事項通知 別紙5 I 2	適正な認定区分が適用されていない。	C
3. 保育必要量区分 (③)	利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。	保育必要量区分は適正か。	留意事項通知 別紙5 I 3	利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
Ⅲ 基本加算部分					
1. 処遇改善等加算 (⑤)	<p>(1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平27府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号通知。(2)において「平27府政共生第349号等通知」という。)、 「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の取り扱いについて」(平27事務連絡)及び「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平28事務連絡)に定めるところによる。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、平27府政共生第349号等通知に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。</p>	<p>処遇改善費は加算の要件及び認定に適合しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙5 Ⅲ 1. (1) 平27府政共生第349号 平27事務連絡 平28事務連絡</p> <p>留意事項通知別紙5 Ⅲ 1. (2)</p>	<p>処遇改善費が加算の要件及び認定に適合していない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
2. 資格保有者加算 (⑥)	<p>(1) 加算の要件 家庭的保育者が保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する事業所に加算する。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証の写し等)を徴して(1)の要件への適合状況を確認すること。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p>家庭的保育者は保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙5 Ⅲ 2. (1)</p> <p>留意事項通知別紙5 Ⅲ 2. (3)</p>	<p>家庭的保育者が保育士資格、看護師免許、又は准看護師免許を有していない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4. 家庭的保育支援加算 (⑧)	<p>(1) 加算の要件 家庭的保育支援者(注1)又は連携施設(注2)から代替保育等の特別な支援(注3)を受けて保育を実施する事業所に加算する。</p> <p>(注1) 家庭的保育支援者は、以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行う者とする。 なお、家庭的保育支援者は、専任の者を、原則として連携施設に配置すること。 また、家庭的保育支援者の配置は、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</p> <p>① 保育士であり10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有し、一定の研修を修了した者であること。 ② 心身ともに健全であること。 ③ 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。 ④ 乳幼児の保育に関し虐待等の問題が無いと認められること。 ⑤ 児童福祉法及び児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことが無いこと。</p> <p>(注2) 連携施設は以下の要件を満たして市町村の認定を受け、家庭的保育者又は家庭的保育補助者に対する指導・支援を行うものとする。 ① 市認可条例第7条に定める連携施設であること。 ② 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している専任の保育士等(以下「担当者」という。)を配置すること。担当者は家庭的保育支援者に求められる要件を満たした者であること。</p>	家庭的保育支援加算は加算の要件に適合しているか。	留意事項通知 別紙5 Ⅲ4.(1) 市認可条例第7条	家庭的保育支援加算が加算要件に適合していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(注3) 家庭的保育支援者又は連携施設は以下の支援又は業務を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業所の求めに応じて、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備すること。 ② 保育標準時間認定を受けた子ども等への保育や延長保育、家庭的保育者が病気、研修参加又は休暇等を取得する場合等に、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。その場合は必要に応じて家庭的保育支援者又は担当者が連携施設まで送迎を行うこと。 ③ 家庭的保育事業の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。 ④ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携施設に招いたり、乳幼児の健康診断を連携施設の利用子どもとともに行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携施設や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。 ⑤ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者又は担当者は少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。また、その状況等について市町村との情報共有を図ること。 <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、家庭的保育支援者又は担当者の氏名、経歴及び支援の内容等が確認できるもの等）を徴して（1）の要件への適合状況を確認すること。</p> <p>(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、（1）の要件に適合しなくなった場合には、（1）の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に（1）に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じて定められた額とする。</p>	<p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙5 III 4. (3)</p>	<p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6. 減価償却費加算 (⑩)	<p>(1) 加算の要件 以下の要件全てに該当する事業所に加算する。</p> <p>(ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であること。(注1) (イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること。 (ウ) 建物の整備・改修に当たって、改修費等(以下「改修費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと。(注2) (エ) 賃借料加算(⑪)の対象となっていないこと。</p> <p>(注1) 事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。 (注2) 改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。</p> <p>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと。 ③ 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</p>	減価償却費加算は加算要件を満たしているか。	留意事項通知別紙5 Ⅲ 6.(1)	減価償却費加算が加算要件に適合していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価															
	<p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等）を徴して確認すること。</p> <p>(イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="320 882 1377 1150"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県</td> </tr> <tr> <td>B地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県 静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県</td> </tr> <tr> <td>D地域</td> <td>標準 都市部</td> <td>徳島県 愛媛県 福岡県 大分県</td> </tr> </tbody> </table> <p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	区 分		都 道 府 県	A地域	標準 都市部	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県	B地域	標準 都市部	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県 静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県	C地域	標準 都市部	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県	D地域	標準 都市部	徳島県 愛媛県 福岡県 大分県	<p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知 別紙5 Ⅲ6.(3)</p>	<p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p>
区 分		都 道 府 県																		
A地域	標準 都市部	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県																		
B地域	標準 都市部	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県 静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県																		
C地域	標準 都市部	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県 和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県																		
D地域	標準 都市部	徳島県 愛媛県 福岡県 大分県																		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価																			
7. 賃借料加算 (⑩)	<p>(1) 加算の要件 以下の要件全てに該当する事業所に加算する。 (ア) 家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件であること。(注) (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること。 (ウ) 賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていないこと。 (エ) 減価償却費加算 (⑩) の対象となっていないこと (注) 事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村長は、加算の認定がされている事業所について、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。</p>	<p>賃借料加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知 別紙5 Ⅲ7.(1)</p> <p>留意事項通知 別紙5 Ⅲ7.(3)</p>	<p>賃借料加算が加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		都 道 府 県	A地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県	都市部	D地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	都市部
区 分		都 道 府 県																						
A地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県																						
	都市部																							
B地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県																						
	都市部																							
C地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 福岡県 沖縄県																						
	都市部																							
D地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県																						
	都市部																							
<p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>																								

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
IV 加減調整部分 1. 連携施設を設定していない場合 (⑫)	(1) 調整の適用を受ける事業所の要件 連携施設を設定しない事業所に適用する。 (2) 調整の適用を受ける事業所の認定 (ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が連携施設の設定状況を確認のうえ行うこととする。 (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	連携施設を設定していない場合に加減調整されているか。 調整額は適正か。	留意事項通知別紙5 IV 1.(1) 留意事項通知別紙5 IV 1.(3)	連携施設を設定していない場合に加減調整されていない。 調整額が適正でない。	C C
2. 常態的に土曜日に閉所する場合 (⑭)	(1) 調整の適用を受ける事業所の要件 事業所を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する事業所に適用する。 なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。 (2) 調整の適用を受ける事業所の認定 (ア) 調整の適用を受ける事業所の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請(事業所名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける事業所について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。	常態的に土曜日に閉所する場合に加減調整されているか。 調整額は適正か。	留意事項通知別紙5 IV 3.(1) 留意事項通知別紙5 IV 3.(3)	常態的に土曜日に閉所する場合に加減調整されていない。 調整額が適正でない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価								
V 特定加算部分 1. 冷暖房費加算 (15)	(1) 加算の要件 全ての事業所に加算する。 (2) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。	加算額は適正か。	留意事項通知別紙5 V 1. (1) 留意事項通知別紙5 V 1. (2)	加算額が適正でない。	C								
	<table border="1"> <tr> <td>一級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>二級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>三級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>四級地</td> <td>国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>上記以外の地域をいう。</td> </tr> </table>					一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。												
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。												
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。												
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。												
その他地域	上記以外の地域をいう。												
(1) 加算の要件 事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組(注1・注2・注3)を行う事業所で、以下の事業等を複数実施する事業所に加算する。 i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。) ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。) ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。) v 障害児(軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)	施設機能強化推進費加算は加算要件を満たしているか。												

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(注1) 取組の実施方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。 <p>(注2) 取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。</p> <p>(注3) 支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、事業所が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その事業所の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>(4) 実績の報告等 本加算の適用を受けた事業所は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。 なお、市町村長は、本加算を行った事業所について、検査時等に検証を行うこと。</p>	<p>加算額は適正か。</p> <p>施設機能強化推進費実績報告書を市に提出しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙5 V 4. (3)</p> <p>留意事項通知別紙5 V 4. (4)</p>	<p>加算額が適正でない。</p> <p>施設機能強化推進費実績報告書を市に提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

